

秋田県環境保全センター条例及び秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案について

環境整備課

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田県条例第40号）の一部の施行に鑑み、秋田県環境保全センター条例及び秋田県営自然公園施設条例の使用料の額を改定する必要がある。

2 改正内容

次の使用料の額を改定することとする。（第1条及び第2条関係）

条例	使用料
秋田県環境保全センター条例（昭和51年秋田県条例第42号）	環境保全センター使用料
秋田県営自然公園施設条例（昭和53年秋田県条例第5号）	自然公園施設条例使用料

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成31年10月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【参考】

消費増税への対応として統一的な基準により改定を行う。

<統一基準>

(1) 共通事項

現行使用料の税抜き額に1.1を乗じて算出

(2) 金額単位、時間単価等の統一

- ① 原則として10円単位に統一
- ② 同一施設における「時間単価」、「面積単価」を原則として統一
- ③ 上記により大幅な改定となる場合は、必要な調整を行う(改定率:0.9~1.1以内)

秋田県環境保全センター条例及び秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県環境保全センター条例の一部改正（第一条による改正）

新		旧	
別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
区	分	区	分
一 燃え殻及び無機性の汚泥	使用料の額（五十キログラムにつき） 六三〇円	一 燃え殻及び無機性の汚泥	使用料の額（五十キログラムにつき） 六二〇円
二 有機性の汚泥（含水率が八十パーセント以下のものに限る。）	六三〇円	二 有機性の汚泥（含水率が八十パーセント以下のものに限る。）	六一〇円
三 有機性の汚泥（含水率が八十パーセントを超えるものに限る。）	九六〇円	三 有機性の汚泥（含水率が八十パーセントを超えるものに限る。）	九四〇円
四 廃プラスチック類及びゴムくず	一、八五〇円	四 廃プラスチック類及びゴムくず	一、八二〇円
五 廃発泡スチロール	四、九一〇円	五 廃発泡スチロール	四、八二〇円
六 紙くず及び繊維くず	一、三〇〇円	六 紙くず及び繊維くず	一、二八〇円
七 木くず	一、五一〇円	七 木くず	一、四八〇円
八 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	五四〇円	八 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	五三〇円
九 コンクリートくず、鉱さい、がれき類及びダスト類	五三〇円	九 コンクリートくず、鉱さい、がれき類及びダスト類	五二〇円
十 廃石膏ボード	九六〇円	十 廃石膏ボード	九四〇円
十一 廃石綿等（特別		十一 廃石綿等（特別	

秋田県営自然公園施設条例の一部改正（第二条による改正）

別表（第五条、第十三条関係）				新	別表（第五条、第十三条関係）				旧
略	区分	単位	使用料の額		略	区分	単位	使用料の額	
略	秋田県営榊立山荘	一人につき一泊	一、八三〇円		略	秋田県営榊立山荘	一人につき一泊	一、八〇〇円	
略	秋田県営榊立山荘	一人につき一泊	一、八三〇円		略	秋田県営榊立山荘	一人につき一泊	一、八〇〇円	

備考
略

管理産業廃棄物に限
る。）

四六〇円

備考
略

管理産業廃棄物に限
る。）

四五〇円